

違法伐採対策推進国際セミナー2007 in 横浜

**違法伐採問題に対する日本の取組と信頼性、  
普及可能性のある合法木材取引の展望**

林野庁木材貿易対策室

森田 一行

## 1．違法伐採対策における消費国の役割

違法伐採問題は、1990年代後半から持続可能な森林経営を阻害する要因として、森林・林業担当者だけではなく、取締り機関、税関等の関係行政機関、産業界、環境 NGO、消費者等幅広い関係者が参画する中で国際的な議論が開始された。

その中で、違法伐採木材、木材製品の貿易を通じての国際市場での流通を止めるためには、違法伐採が行われている生産国とその木材を輸入し、利用している消費国双方が協力して取組むことが重要であることが繰り返し確認されている。

違法伐採は、生産国における社会的、経済的背景の中で行われ、取締りの強化等生産国だけの努力では対処することは容易なことではない。

需要と供給は、にわとりと卵の関係であり、需要側の違法伐採木材、木材製品の拒否についての強いメッセージが、生産側における違法伐採へのインセンティブを減らすと同時に、正当なコストを支払っていない安価な違法伐採木材、木材製品による木材、木材製品の適正な市場価格の破壊を防ぐことが、生産国、消費国双方の持続可能な森林経営に必要なコストを生み出すと考えられる。

2005年の英国、グレンイーグルズ・サミットにおいて、G8諸国は消費国として取りうる3つの具体的手法についてグレンイーグルズ行動計画の中で合意した。

- (1) 合法的な木材を優先して使用する公共調達制度の奨励、拡大
- (2) 違法伐採木材、木材製品の輸入と市場売買を止めるための段階的取組
- (3) 生産国のキャパシティビルディング等への支援の強化

我が国は、これまで産業界、環境 NGO、消費者の協力を得ながら「違法に伐採された木材は使用しない」との決意でインドネシアとの間の協力に関する共同発表・行動計画、横浜に本部がある国際熱帯木材機関 (ITTO) の様々な関係プロジェクトへの支援等を通じて貢献してきたが、このグレンイーグルズ行動計画に基づき、政府調達制度の導入を行うとともに、専門家会議を開催し、これまでの各国の取組の成果と課題の整理を開始した。

## 2．日本の政府調達制度の性格と進捗状況

我が国は、市場原理を活用して合法性、持続可能性が証明された木材、木材製品の選択を促進するため、2006年4月からグリーン購入法の基本方針に紙、木材製品等の購入に当っては合法性、持続可能性が証明された物品を対象とすることを追加した。対象とする木材、木材製品は、紙・紙製品、文具、家具、製材品、合板等公共工事用の木質資材とし、合法性、持続可能性の定義、証明方法については林野庁のガイドラインに基づくこととされた。

この措置は、違法伐採のリスクが高いと言われている南洋材、北洋材はもちろん先進国から輸入される木材や国産材を含むすべての木材、木材製品に適用され、中央省庁等はこの基本方針に従って、それぞれが毎年の調達方針を定め、結果を報告することになっている。

ガイドラインにおける合法性、持続可能性の証明方法については、森林認証制度

の活用、産業団体による企業認定、各企業独自の証明の3つを例として紹介している。

この中で、産業団体による企業認定の仕組みは、産業団体が違法伐採対策に関する自主的行動規範を作成し、その規範に基づく活動、たとえば分別管理の徹底、証拠となる書類の保存、管理等を行う企業の活動を審査、認定し、認定された企業がそれぞれの段階で Goho-Wood の証明書を発行することで CoC を確保する仕組みとしている。

この仕組みにおいては、企業自らが規範を遵守し、第三者に対しての説明責任を負うことが前提となっており、それに反した場合は、調達者との契約上のペナルティに加えて、認定団体からの認定取消し等の社会的ペナルティを科されることになる。

制度の導入以来、国内において 6,000 を超える企業が認定を受けるなど、供給体制の整備が進んでいる。

また、この制度の導入を通じて、生産国においても合法性、持続可能性の証明を行うための木材履歴追跡の仕組みの改善や情報の開示等が促進されてきていると認識している。

### 3. 今後の課題

この取組については、消費国が可能な違法伐採対策の第一ステップとして、開始されたばかりであり、成果や課題を整理する段階には至っていないが、次のような点について、検討が必要と考えている。

- ・ 我が国における木材、木材製品需要に占める政府調達の割合は 2～3%程度であり、供給側ヘインセンティブを与え、取組の拡大、強化を図るためには、地方公共団体や民間の調達においても Goho-Wood を対象とすることで、市場自体を拡大することが必要。
- ・ 消費者が市場で Goho-Wood を選択したり、Goho-Wood に対する付加価値（プレミアム）を認めてもらうためには、消費者がいつでもどこでも選択可能な Goho-Wood の市場を早く作り上げることが必要。

我が国においては、紙・紙製品、家具等を除く木材供給の 8 割が輸入材であり、Goho-Wood の市場形成のためには先進国を含めた輸出国の協力が重要な要素。木材の貿易データから考えれば、先進国がそれぞれ自国の木材、木材製品に合法性の証明を行えば世界で輸出される木材、木材製品の 8 割に証明が付くことになり、他の生産国への大きな波及効果が期待可能。

- ・ 我が国のガイドラインにおける証明方法は、行動規範に基づく企業の自主的な証明の積み重ねであり、政府調達の実績を分析する中で、必要に応じて、信頼性、透明性あるいは企業認定の中立性を確保、向上させるための取組の検討。

また、世界各国で持続可能な森林経営を達成するためには、森林から生産され

た価値を可能な限り森林経営に還元することが必要であり、証明手法の改善に当っては、その費用対効果を勘案することが重要。

- ・ 持続可能性についての具体的な取扱いの検討。
- ・ 生産国の様々な法律、規則に対応した合法性証明について、供給側、需要側双方へ適切な情報提供を行うための体制整備の検討。